

第3章 共同処理事業計画

構成市町村では、人口減少、厳しい財政状況等が今後も続く想定されています。この章では、このような状況を踏まえて、組合の共同処理事業の計画を定めます。

第1節 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること

【これまでの取組】

本組合は、本圏域が昭和46年7月に「鳥取県西部広域市町村圏」の圏域設定を受けたことにより、昭和47年6月に設立されました。その後、第1次及び第2次の広域市町村圏計画を策定し、圏域を一体とした広域的かつ総合的な行政の推進を図ってきました。

また、平成7年10月には「ふるさと市町村圏」の選定を受け、鳥取県西部ふるさと市町村圏計画を策定し、従来の広域市町村圏計画を継承しながら、様々な社会経済環境の変化に柔軟に対応した、圏域の更なる創造的・一体的な振興事業を進めてきました。

このような中、平成20年12月の総務省通知により、広域市町村圏及びふるさと市町村圏の各要綱は、平成21年3月末をもって廃止されることとなり、今後の広域施策は関係市町村の自主的な協議により取組むこととなりました。

本組合では、広域振興に係る新たな取り組みとして、平成23年度に「鳥取県西部広域市町村圏計画」を策定し、本組合における中長期的な事業指針・施策を示すこととしました。

これまで、第1次の鳥取県西部広域市町村圏計画として、平成24年度から28年度までの計画を策定し、組合施策を推進しています。

【計画期間の取組】

平成28年度に策定した基本計画で定めた方針に基づき、毎年度向こう3年間の計画期間とした実施計画を策定し、事業の予定内容や事業費を示すとともに、前年度実績を示すことで実施状況についても明示してきました。

【現状と課題】

鳥取県西部広域市町村圏計画は、基本計画で共同処理事務の事業指針・施策を示し、実施計画は向こう3年間の事業内容、事業費等の見通しを示してきましたが、本見直しにおいて、実施計画は今後10年間の計画するものとし、より長期のスパンでの実施計画及び財政負担について示すこととしました。

計画の策定及び中間見直しを行い、組合施策の方向性や事務の現状・課題等について、構成市町村と本組合の間で共有し、今後の施策に反映させる必要があります。

【今後の方針と施策】

- (1) 計画に記載した施策等については、構成市町村との協議を踏まえ事業化します。
- (2) 実施計画に計上する投資的事業は、事業年度の調整等を行い、年度間の構成市町村負担額の平準化を図ります。
- (3) 計画期間終了後、課題に対する施策の取組状況等について検証を行います。

第2節 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること（施設の運転管理）

【これまでの取組】

昭和48年8月から米子市陰田町に中海処理場を設置し、本圏域内の不燃ごみの処理を始め、その後、昭和64年1月から岸本中間処理場を供用開始し、さらに、平成9年4月に容器包装リサイクル法の施行にあわせ、資源回収を目的とした不燃物中間処理施設「リサイクルプラザ」を供用開始しました。

平成16年4月には、灰溶融処理施設「エコスラグセンター」を供用開始し、ごみ焼却施設から排出される焼却残渣に含まれるダイオキシン類の削減及びリサイクル施設からの不燃残渣の減容化を図ってきましたが、平成28年度以降の可燃ごみの集約処理に伴い、焼却残渣の搬入量が大幅に減少することが想定されることから、平成28年2月をもって稼働を停止しました。

最終処分場については、本組合の全面委託方式による民間の最終処分場で埋立処理を行うこととし、昭和64年1月から米子市淀江町地内で処理を始め、その後、平成5年9月から隣接地に「第2最終処分場」を建設し、現在に至っています。

【計画期間の取組】

リサイクルプラザでは、施設の老朽化対策、ごみ減量に伴う設備能力の適正化及び次期施設の供用開始（令和14年度）までの期間の安定稼働を図ることを目的とし、平成25年度から平成29年度（平成28年度を除く）の4か年で主要設備の基幹改良工事を行いました。

稼働停止としているエコスラグセンター（旧灰溶融施設）については、プラスチック選別処理事業※を予定していましたが、再検証により事業は中止となり、平成31年4月から次期施設の供用開始（令和14年度）までの期間、不燃物残渣の処分は埋立処分と外部処理（焼却処理）を併用し、既存の最終処分場の延命化を行っています。

※エコスラグセンターを機能転換し、プラスチック類選別施設を整備する事業

【現状と課題】

1 リサイクルプラザ（不燃物中間処理施設）

次期施設の供用開始（令和14年度）まで、経費の節減に努めながら安定稼働を図る必要があることから、残りの稼働期間を考慮した補修を適切に行うほか、増加している不適物の混入への対応として構成市町村と連携していく必要があります。

2 最終処分場

平成28年の一部市町村の可燃ごみ集約処理等によるエコスラグセンターの稼働停止により、埋立対象物が増加したことに伴い、次期施設の供用開始（令和14年度）まで埋立年限を延命するよう、一部の埋立については外部委託を行っています。

浸出水の処理施設については、浸出水中の塩類（塩化物イオン）濃度が上昇しており、現在の浸出水処理施設（RO膜処理施設）を整備した際に、将来整備する施設とし

た濃縮水処理施設の設置に向け事務を進めるほか、既存の機械、電気設備等の老朽化も懸念されることから、計画的な維持管理について設置業者と協議を行う必要があります。

また、平成5年度に埋立が完了した第1最終処分場は、維持管理を継続していますが、埋立完了から20年以上経過しており、設置業者と閉鎖へ向けた協議を進める必要があります。

【今後の方針と施策】

1 リサイクルプラザ（不燃物中間処理施設）

- (1) 日常点検により設備の劣化・損耗等の状況を把握したうえで、補修の優先順位付けを行い適切な維持管理に努めます。
- (2) 施設の残りの稼働年数が10年余りであることから、経費を可能な限り削減しながら、令和13年度までの安定稼働を図ります。

2 最終処分場

- (1) 第2最終処分場については、設置業者に適切な維持管理を指示するとともに、埋立量を適切に管理し、埋立年限の延命化に努めます。
- (2) 浸出水の処理については、濃縮水処理施設の設置に向け事務を進めます。
- (3) 既存の機械、電気設備等の老朽化対策については、計画的な維持管理及び補修・更新を行うよう設置業者と調整し安定稼働を図ります。
- (4) 第1最終処分場については、設置業者と調整の上、閉鎖へ向け協議を進めます。

【資料】見直し案

1 リサイクルプラザ搬入状況

（単位：t、%）

区 分 \ 年 度	H28	H29	H30	H31	R2
処理対象ごみ搬入量（t）	4,869	4,715	4,812	4,676	4,957
処理対象ごみ資源化率（%）	42.90	44.74	43.76	42.61	45.32
再生用資源ごみ（古紙）回収量（t）	4,981	4,142	3,596	2,924	2,708

2 最終処分場処分状況

（単位：t、m³）

区 分 \ 年 度	H28	H29	H30	H31	R02
搬 入 量（t）	5,332	4,251	3,782	2,753	2,878
埋 立 量（m ³ ）	6,169	6,375	5,314	4,256	3,994
残 余 容 量（m ³ ）	108,497	102,122	96,808	92,552	88,558

第3節 不燃物処理施設の設置及び管理運営に関すること（新施設整備計画）

【これまでの取組】

平成24年7月に設置した「エコスラグセンター及び最終処分場のあり方検討会」において、今後のエコスラグセンター及び最終処分場のあり方に係る検討結果を平成26年1月に取りまとめました。

その結果、エコスラグセンターについては、平成28年度から一部市町村が米子市クリーンセンターにおいて委託処理を行うことに伴い、搬入される処理対象物量が大幅に減少し、費用対効果が低下することから、平成28年2月で当該施設の運転を停止するとともに、施設を機能転換し、不燃残渣に含まれるプラスチック類を資源回収する施設（プラスチック選別処理施設）を整備することとなりました。

【計画期間の取組】

1 プラスチック選別処理施設の整備（中止決定）

平成28年2月に稼働を停止したエコスラグセンターについては、プラスチック選別処理施設として整備する方針としていましたが、事業見通しが立たないこと、プラスチック残渣量の減少やRPF製品（プラスチックを原料とした固形燃料）の取引単価が想定を下回ったこと、またプラスチック残渣の処理を外部委託とした方が効率的であることから、平成30年8月に方針を改め、プラスチック選別処理施設としての整備は中止することとしました。

【現状と課題】

1 プラスチック選別処理施設の整備

中止

2 次期最終処分場の整備

第11節「ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること」において記載

3 不燃ごみ処理施設（一元化施設）の整備

第11節「ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること」において記載

【今後の方針と施策】

1 旧エコスラグセンターの解体

プラスチック選別処理施設整備事業が中止となったことから、旧エコスラグセンターについては解体する方針とします。

なお、施設で使用していた特殊車両は構成市町村において有効利用を図ることとします。

第4節 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること

【これまでの取組】

昭和49年7月に老人休養ホーム「うなばら荘」を設置し、高齢者等の健全な保養休暇施設として運営してきました。その後、平成6年11月には全面改築を行い、平成10年7月には使用料の改定を実施し、施設や利用状況に応じた運営を行っています。

平成18年度からは指定管理者制度を導入し、高齢者はもとより、幅広く一般の利用者の福祉向上を図るべく運営していますが、施設の老朽化が進行していることから、平成24年度に「うなばら荘のあり方検討会」を設置し、将来的な施設のあり方を検討した結果、施設自体は十分利用できるものであること、老人休養施設としての役割を果たしていることから、平成27年度から令和6年度までの10年間は現状のまま継続して運営することとしました。

【計画期間の取組】

高齢者福祉施策が大きく変化する中で、構成市町村においても高齢者福祉施策としての老人休養ホームの位置づけが薄くなってきており、共同処理事務としての必要性が低下していること、また利用者数の減少も顕著であり、今後の施設の改修等に必要となる経費の負担を考慮し、うなばら荘による老人休養ホームの運営は令和3年度末をもって終了することとしました。

施設の今後の利活用策を検討するため、うなばら荘の有する温泉資源や土地・建物などの民間事業者による有効活用の可能性について把握するため、令和2年6月から9月の期間でサウンディング型市場調査を行い、複数事業者から地域経済の活性化に寄与すると期待される提案があり、民間事業者への譲渡の方向性を判断できる結果を得ることができました。

【現状と課題】

- (1) 現在の指定管理者の指定期間である令和4年3月31日まで、老人休養ホームとして継続して施設運営を行います。
- (2) 共同処理事務の廃止に関する組合規約の変更を経て、うなばら荘条例の廃止、加えて基金等の財産処分を行う必要があります。
- (3) 施設運営を終了した後の施設の譲渡に向け、不動産鑑定などの準備事務を進めるとともに、譲渡先となる事業者の選定についてはプロポーザル方式によることとし、地域経済への寄与、また事業者の健全性、安定性、提案事業の継続可能性などを配慮して選定を行う必要があります。

【今後の方針と施策】

- (1) 用途廃止後のうなばら荘の施設等譲渡先として、民間事業者を公募型プロポーザルの方式により募集し適切に選定します。

【資料】

うなばら荘利用者数

(単位：人)

区 分 \ 年 度	H28	H29	H30	R 元	R2
老人利用者数	21,944	12,615	14,832	15,673	3,684
一般利用者数	9,058	15,777	11,513	10,888	4,290
合 計	31,002	28,392	26,345	26,561	7,974

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が大幅に減少

第5節 消防事務に関すること

【これまでの取組】

昭和51年5月に本組合に消防本部を組織し、同年10月に組合全域を対象とした常備消防の運用を開始しました。その後、昭和57年4月に機構改革を実施して、現在の4消防署6出張所の体制を整備し、また、平成5年4月には消防局庁舎を供用開始したことをもって、現機構による消防・救急体制を確立しました。

これまでの間、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車などの消防救急車両を順次整備し、平成2年4月に特別救助隊、平成5年1月からは救急救命士を配置し、また平成21年11月に高度救助隊を発足させ、消防力の強化を図るとともに、消防救急無線のデジタル化及び指令システムの高機能化の推進するなど圏域の安心安全の向上に努めています。

火災予防体制については、防火対象物等への立入検査及び防火指導の強化に努め、また、住宅用火災警報器の設置促進などの火災予防の啓発・促進を図り、地域の防火安全体制を充実させてきました。

大規模災害への対応については、鳥取県内、宍道湖・中海圏・大山圏域及び隣接消防本部との消防相互応援協定に基づく消防相互応援体制を充実させ連携を強化するとともに、阪神淡路大震災を契機とした緊急消防援助隊の整備及び平成22年4月には国際消防救助隊員編成協力市町村への登録により大規模災害発生時の応援体制の強化を図りました。また、災害応援の実績としては、緊急消防援助隊として平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年7月豪雨（広島市）において被災地での救助活動を実施しました。

【計画期間の取組】

火災予防対策として、住宅用火災警報器設置・維持管理の継続的な普及啓発と令和元年度からは消防法改正に伴う、小規模飲食店の立入検査を実施しています。

また、平成29年6月に米子消防署皆生出張所を移転新築し、鳥取県西部圏域における全ての特殊災害事案に出動する高度救助隊の重要拠点としました。加えて、災害対応体制強化のため、令和2年7月に総務省消防庁の無償使用により重機及び重機搬送車を配置したほか、車両については計画的に救急車、ポンプ車等の更新を行うとともに、梯子車のオーバーホールを実施し災害対応に万全を期す体制をとっています。

119番通報システムとしては平成29年度に「119番の多言語通訳システム」を導入し、外国人観光客や労働者の方等、日本語によるコミュニケーションが困難な方からの119番通報及び災害現場での対応が19か国語に対応が可能となったほか、令和元年度には「Net119緊急通報システム」を導入し、聴覚・言語障がいのある方からの119番通報を効果的に行えるようシステム整備を行いました。

【現状と課題】

1 消防力の整備

圏域の安心安全を守るため、消防救急車両や通信指令体制の強化を図り、また、消防庁舎の長寿命化を図るため消防施設の大規模改修等を行う必要があることから消防力等整備5ヶ年計画（第8次：令和5年度～9年度）を令和3年度に策定し、車両や施設等の具体的な整備時期を明らかにする必要があります。

(1) 消防施設の整備等

広域消防発足時に建設した消防施設は、増改築を繰り返しながら築後40年以上が経過していることから、消防施設の長寿命化のため令和元年8月に策定した公共施設等総合管理計画及び令和3年2月に策定した消防施設個別施設計画に基づき、改修等を実施するとともに、女性職員に対する職場環境についても、計画的に整備する必要があります。

(2) 車両及び資機材

常に最善な災害対応体制維持のため、消防力の整備指針に基づき、計画的な更新・整備が必要です。

(3) 消防救急無線・指令システム整備

出動体制の迅速性、正確性の確保には、通信指令設備の定期的な更新と適切なメンテナンスが必要であり、通常10年程度とされる更新間隔の維持が重要となります。

2 職員研修等の充実

大量退職に伴い、消防吏員の多くが若年層となっていることから、若年層を対象とした教育訓練の充実及び幹部職員や階層別の研修体制の充実が必要となります。

3 火災予防対策の推進

西部管内では約8,000件の防火対象物があり、これらに対し火災危険や違反状況等から緊急度及び優先度を考慮して効果的な立入検査を実施する必要があります。

また、重大な消防法令違反に対しては、早期に厳正な違反是正を推進することが必要です。

住宅防火対策では、住宅用火災警報器の設置が既存住宅にも義務化されてから10年が経過し、地域住民に対して点検や電池切れ等による交換など維持管理の推進が必要です。

4 資格取得の推進

災害活動に必要な車両や機械器具の運転・操作資格については、計画的に取得を進める必要があります。

5 救急救助体制の強化

超高齢化社会を迎え、年々増加する救急需要と心肺停止患者の更なる救命率向上に向け、救急救命士を核とする救急隊員の能力向上に努め、救急活動の高度化と効率化を図ることにより、更なる病院前救護体制の充実を図る必要があります。

また、通常の救助事案や多発する自然災害に対応するため、高度な教育訓練を受け、

救助技術の向上を図るとともに資機材を整備する必要があります。

6 大規模災害への備え

緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱により整備した資機材については、老朽化による能力低下が懸念されており、必要時に確実な能力を発揮させる必要があることから、計画的な更新整備を進める必要があります。

7 他機関との連携

従前から、隣接する地域の消防本部との相互応援協定を締結しており、継続した相互応援体制の整備、連携強化を図るとともに、消防団をはじめ、県、市町村、自衛隊、海上保安庁、警察、医療機関などとの連携を深め、総合的に地域の防災力を向上させる必要があります。

8 感染防止対策の強化

世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大する中、不特定の傷病者と接する救急隊員の感染防止対策の強化は喫緊の課題として対応する必要があります。

【今後の方針と施策】

圏域住民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して生活できる地域づくりを推進するためには、消防力の充実強化、火災予防施策の推進、地域連携が重要となります。

消防局では、消防関係法令、消防力の整備指針、組合関係条例等に基づき、関係機関との一層の連携を図りつつ、次の事業及び施策を推進します。

1 消防力の充実強化

- (1) 火災予防体制の充実強化
- (2) 災害即応体制の充実強化
- (3) 救急救命士の育成体制の充実強化
- (4) 救急救助業務の高度化

2 消防施設及び資機材の更新整備

- (1) 消防車両、資機材等の計画的更新整備
- (2) 消防救急デジタル無線及び指令システムの計画的更新整備
- (3) 消防施設の計画的な改修及び機能強化工事等による整備

3 火災予防施策の推進

- (1) 防火対象物の火災予防の推進
- (2) 住宅用火災警報器の設置・維持管理による住宅防火対策の推進
- (3) 予防技術資格者認定制度を活用した予防技術の向上

4 大規模災害等への対応

- (1) 関係機関との一層の連携強化及び協力体制の充実
- (2) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の整備
- (3) 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染防止対策の強化のための、感染防止資機材及び装備の更新整備

5 人材育成

- (1) 幹部職員の育成及び階層別教育の充実
- (2) 災害活動に必要な資格取得の推進

【資料】

1 防火対象物等の施設数と立入検査実績

(単位：件)

年度等 区 分	H28		H29		H30		R1		R2	
	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数
防火対象物	7,889	830	7,994	983	8,062	1,335	8,190	901	8,316	673
危険物施設	1,172	157	1,151	206	1,125	264	1,105	195	1,098	137

2 職員配置及び車両配置状況

(単位：人、台)

区 分	職員配置（人）	車 両 配 置 （台）																
		消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防自動車	梯子付消防自動車	救助工作車	高規格救急自動車	指揮車	支援車・水難支援車	連絡車・機動連絡車	広報車	資機材搬送車	作業車	人員輸送車	重機搬送車	ボートトレーラー	査察車	合計
消 防 局	46						2	1	1	2	2		1	1	1		4	15
米子消防署	57	4	1	1	1		2	1			2	1					2	14
皆生出張所	27	1	1		1	1	1				1							6
南部出張所	14	2					1				1							4
伯耆出張所	14	1	1				1				1							4
境港消防署	44	2	1	2	1	1	2	1	1		1					1		12
弓浜出張所	14	2					1				1							4
大山消防署	28	1	1				1	1			1							5
中山出張所	14	2					1				1							4
江府消防署	28	1	1			1	1	1			1							6
生山出張所	14	2					1				1							4
合 計	300	18	4	3	3	3	14	5	2	2	13	1	1	1	1	1	6	78

※令和3年4月1日現在

3 年別災害件数

(単位：件)

区 分 \ 年	H28	H29	H30	R1	R2
火 災 件 数	118	89	119	112	77
救 急 件 数	10,654	10,961	11,702	11,624	10,544
救 助 件 数	154	158	148	159	135
警 戒 件 数	1,292	1,170	1,202	1,298	1,180

4 年別通報件数

(単位：件)

区 分 \ 年	H28	H29	H30	R1	R2
固定・IP 電話	9,069	9,047	9,329	8,905	7,882
携 帯 電 話	5,296	5,448	6,304	6,674	6,443
合 計	14,365	14,495	15,633	15,579	14,325